

診療情報の提供等に関する指針

当院は、診療情報の提供および開示が当院の重要な責務であることと認識し、当院と患者様とが診療情報を共有することによって、より質の高い開かれた医療の実現を目指すため、本指針を定めます。

1 診療情報の提供と開示

「診療情報の提供」とは、診療の経過において、診療記録・検査記録等を提示するなどして、患者様に説明することをいいます。

「診療情報の開示」とは、患者様ご本人または代理人等からの申請に基づいて、診療情報を閲覧あるいは謄写していただくことをいいます。

2 提供および開示する診療情報の範囲

提供する診療情報の範囲については、診療記録（医師の記載部分）、看護記録、処方箋、検査記録、検査結果報告書及びエックス線写真等、患者様の診療を目的として医療従事者が作成した記録（以下「診療諸記録」といいます）とします。ただし、他の医療機関の医師等からの紹介状等、第三者が作成した、又は第三者から得た情報及び診療に伴う教育・研究に関する情報については、提供あるいは開示する診療情報の範囲に含まないものとします。

3 診療情報を提供および開示する対象者

診療情報の提供および開示は、患者様ご本人からの申請に基づいて、患者様ご本人への提供あるいは開示を原則とします。ただし、次の場合は患者様ご本人であっても提供あるいは開示しないことがあります。

- (1) 患者様が合理的判断ができない状態にあると当院が判断した場合
- (2) 患者様への診療情報の提供が、第三者の不利益になると当院が判断した場合
- (3) 医学的見地から診療情報を提供あるいは開示することが患者様の不利益になると当院が判断した場合
- (4) 前三号のほか、診療情報の提供あるいは開示を不相当とする相当の事由が存すると当院が判断した場合

4 診療情報の開示の方法等

- (1) 診療情報の開示を受けようとする者は、別に規定する申請書（申請する者の住所、氏名（自署及び押印）、生年月日、診療情報の種類、対象とする期間等、提供を受けたい部分を特定する事項及び申請する理由を記載した書面）により当院院長に申請するものとします。申請する理由が記載されていなくても、診療情報の開示は行いますが、理由の記載がない場合には開示範囲が制限される場合もあります。

(2) 診療情報の開示を申請できる方は、原則として次の通りとする。

患者様の状態		申請できる方	
成人	合理的判断ができる	患者様ご本人様、又は、 患者様より委任を受けた任意代理人様	
	合理的判断ができない	原則：法定代理人様 例外：現実に患者様のお世話をされている ご親族様又はそれに準ずる縁故者様	
未成年	合理的判断 ができる	15歳 未満	法定代理人様
		15歳 以上	原則：法定代理人様 例外：疾病内容等により患者様ご本人様。 (ただし法定代理人様による申請が できない理由が必要)
	合理的判断ができない	法定代理人様	

(3) 申請の際には申請者において、前号に定める「申請できる方」に該当することを証明していただきます。

(4) 申請書を受理した院長は、開示する診療情報の範囲及び診療情報を開示する対象者が適正か等について確認した上、当該患者様に関する診療情報を開示することについて差し支えがあるかどうかを検討し、その結果を速やかに申請者に通知するものとします。なお、診療情報の開示の範囲は申請の理由等を勘案して判断します。

(5) 診療情報の開示は、閲覧、又は閲覧及び謄写によることを原則とします。閲覧には情報システムのモニター等の閲覧も含まれます。謄写には、当院が認めた場合にのみ電子媒体での提供を含みます。

(6) 開示する診療諸記録の閲覧、又は閲覧及び謄写は、当院が指定する場所において行い、患者様からの求めがあれば、記載内容について歯科医師による面談にてのご説明を行います（開示手数料と別に面談料が発生します）。診療諸記録原本および許可されている場合を除いて電子媒体の複写を院外へ送信あるいは持ち出すことは禁止いたします。

(7) 個人情報保護の観点から、診療情報の開示を受ける方に対し、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとします。個人情報保護法及びその他の規範を遵守することが必要となります。

5 診療情報の提供および開示に必要な費用

(1) 診療諸記録の閲覧及び謄写等に要する費用は、申請者のご負担となりその金額は以下のとおりです。

項目	費用（消費税込み）
開示手数料（閲覧のみの場合も含む）	5,500円／1回
面談料	5,500円／15分
コピー料（モノクロ）	20円／1枚

コピー料 (カラー)	50円 / 1枚
画像CD等	1,100円 / 1枚
特別様式での交付の追加費用	5,500円 / 1様式
	3,300円 / 1模型
送付手数料	実費

- (2) 前号の規定に基づく費用をお支払いいただいたのちに診療情報の開示を行います。
- (3) 診療情報の開示を途中でキャンセルされた場合であっても、すでに当院において開示準備に着手している場合には、開示準備の進行に応じた費用をご請求させていただきます。

以上

令和6年12月17日

医療法人 LOVE&SMILE

友枝歯科・矯正歯科クリニック博多駅前

総院長 友枝 亮